

1 過酸化水素の人健康影響に係るリスク懸念の確認について

2  
3 1. 概要

4 令和3年7月16日から9月3日に開催された3省合同審議会において、  
5 優先評価化学物質である過酸化水素の生態影響に係るリスク評価（一次）  
6 評価Ⅱについて審議が行われ、化審法第11条第2項二に基づき優先評  
7 価化学物質の指定の取消しを行い、一般化学物質として製造・輸入数量等  
8 を把握することとすると結論された。<sup>1</sup>

9 しかし、令和3年度の一般化学物質としてのスクリーニング評価におい  
10 て、過酸化水素の人健康影響に係る優先度判定案が「高」となった（表  
11 1）。

12 製造数量等の届出情報による全国レベルでの排出推計量に基づき設定さ  
13 れた暴露クラスは「2」となる一方で、生態影響に係るリスク評価（一  
14 次）評価Ⅱの審議結果も踏まえ、人健康影響に係るリスク懸念について、  
15 排出源ごとの暴露シナリオに基づき、都道府県別・詳細用途別の出荷数量  
16 等を排出源の単位とみなして、化審法リスク評価ツール（PRAS-NITE）によ  
17 り確認を行った結果、HQ>1となる地点は確認されなかった。

18 表1 過酸化水素の人健康影響に係る優先度判定案

優先評価化学物質 の通し番号	優先評価 化学物質	暴露クラス (人健康)	有害性クラス (人健康)	優先度 判定案
89	過酸化水素	2	2	高

19  
20 2. 過酸化水素の人健康影響に係るリスク懸念の確認結果

21 化審法の届出情報（令和元年度実績）、リスク評価（一次）評価Ⅱにお  
22 ける物理化学的性状及び人健康影響に係る有害性評価として既存の有害性  
23 データから導出した有害性評価値を用いてPRAS-NITEによるリスク懸念を確  
24 認したところHQ>1となる地点は確認されなかった。

25 なお、平成28年6月に開催された3省合同審議会の進捗報告<sup>2</sup>にもとづ  
26 き、#145-b「散布剤又は埋立処分前処理薬剤\_土壌改良剤、地盤改良剤」に  
27 ついては工業的使用段階で土壌へ排出されることから、工業的使用段階の  
28 大気、水域排出係数は0に設定している。

29  
<sup>1</sup> [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/information/ra/210903\\_No.89\\_01\\_summary.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/210903_No.89_01_summary.pdf)

<sup>2</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen\\_taisaku/pdf/h28\\_01\\_04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/h28_01_04_00.pdf)

30 表 2 化審法届出情報（令和 2 年度）に基づく人健康影響に係るリスク推計結果

暴露経路	リスク推計の対象となる排出量	リスク懸念箇所数	仮想的排出源の数
吸入経路	大気排出分	0	805

31

32 3. 評価結果及び今後の対応について

33 現在得られている情報からは広範な地域での環境の汚染により人の健康  
 34 に係る被害を生ずるおそれがあるとまでは言い切れず、また、その状況に  
 35 至る見込みがあるとは言えないため、現時点で優先評価化学物質相当とは  
 36 判定せず、来年度以降も注視することとする。